

新監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 10 月 30 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

都市政策部 新潟駅周辺整備事務所
土木部 東部地域土木事務所、西部地域土木事務所
東区役所 建設課
秋葉区役所 産業振興課、建設課
西区役所 建設課
監査実施工事の関係部署

(2) 対象工事

都市政策部 新潟駅周辺整備事務所
土木部 東部地域土木事務所、西部地域土木事務所
令和4年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事
東区役所建設課、秋葉区役所産業振興課、同建設課、西区役所建設課
令和4年度に契約した当初設計金額250万円を超える工事

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。
- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。

- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和5年3月14日～令和5年10月30日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 設計に関すること

- ・ 施工時間帯に関して事前の関係機関協議及び地元への調整を怠ったもの
- ・ 交差点部の歩道と車道の段差解消を怠っていたもの
- ・ 変更設計図書に必要な図面の添付がなかったもの

イ 積算に関すること

- ・ 設計単価の決定方法を誤っていたもの
- ・ 施工歩掛の決定方法を誤っていたもの

- ・間接工事費等の積算を誤っていたもの
- ・施工地域区分の設定を誤っていたもの
- ・建設発生土運搬の積算を誤っていたもの
- ・産業廃棄物の運搬処分の積算を誤っていたもの
- ・仮設工の積算を誤っていたもの
- ・視線誘導標設置工の積算を誤っていたもの
- ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの

ウ 監理に関すること

- ・建設発生土等についての運用を誤っていたもの
- ・週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの
- ・積算基準および単価適用日の変更に係る特記事項の処理を怠っていたもの
- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行実施要領の運用を誤っていたもの
- ・建築工事の着手前に必要な建築基準法に基づく計画通知の手続きを怠っていたもの
- ・工事打合簿での協議を怠っていたもの